第三十六条の十四　児童自立生活援助事業所の入居定員は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　児童自立生活援助事業所Ⅰ型　五人以上二十人以下

二　児童自立生活援助事業所Ⅱ型　五人以下

三　児童自立生活援助事業所Ⅲ型　次に掲げる人数

イ　小規模住居型児童養育事業を行う住居の場合　六人以下（法第二十七条第一項第三号の規定により委託された児童の数を含む。ロにおいて同じ。）

ロ　里親の居宅の場合　四人以下

［②　略］

第三十六条の十六　児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施を希望する児童自立生活援助対象者（以下「児童自立生活援助実施希望者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

［②　略］

第三十六条の二十五　児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十六　法第三十三条の六第二項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

［一～三　略］

［②～④　略］

［⑤］　都道府県は、児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を行う必要があると認めた者に対しては、第二項による申込みがない場合においても、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十六条の二十七　法第三十三条の六第五項に規定する内閣府令の定める事項は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型　次に掲げる事項

イ　児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

ロ　児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項

ハ　次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項

(1)　児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況

(2)　児童自立生活援助の実施の方針

(3)　その他児童自立生活援助の実施に関する事項

ニ　運営規程

ホ　法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項

ヘ　児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項

ト　その他都道府県知事が必要と認める事項

二　児童自立生活援助事業所Ⅲ型　次に掲げる事項

イ　児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

ロ　児童自立生活援助事業所の住居及び設備の状況に関する事項

第三十六条の十四　児童自立生活援助事業所の入居定員は、五人以上二十人以下とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［②　同上］

第三十六条の十六　児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施を希望する満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等（以下「児童自立生活援助実施希望者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

［②　同上］

第三十六条の二十五　児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十六　法第三十三条の六第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［②～④　同上］

［⑤］　都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を行う必要があると認めた者に対しては、第二項による申込みがない場合においても、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

第三十六条の二十七　法第三十三条の六第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一　児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］